

## 昭和二十二年法律第五十四号

昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 私的独占及び不当な取引制限（第一条の二—第七条の九）
- 第三章 事業者団体（第八条—第八条の三）
- 第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け（第九条—第十八条）
- 第五章 不公正な取引方法（第十八条の二—第二十条の七）
- 第六章 差止請求及び損害賠償（第二十一条—第二十三条）
- 第七章 適用除外（第二十一一条—第二十三条）
- 第八章 公正取引委員会
- 第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第二十七条—第四十四条）
- 第二節 手続（第四十五条—第七十条の十）
- 第三節 雜則（第七十一条—第七十六条）
- 第九章 訴訟（第七十七条—第八十八条）
- 第十章 雜則（第八十九条の二）
- 第十一章 罰則（第八十九条—第一百条）
- 第十二章 犯則事件の調査等（第一百一条—第一百八十八条）

- 附則 第一章 総則
- 第一条** この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業者支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他の一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。
- 第二条** この法律において「事業者」とは、商業、金融業その他の事業を行ふ者をいふ。事業者の利益のためにする行為を行ふ役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなし。

この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、當利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一二以上の事業者が社員（社員に準ずるものと含む。）である社団法人その他の社団法人その他の財團二二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財團は監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他のいかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共に對価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共に對価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共に對価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共に對価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であり、かつ、当該事業者がその期間次のいずれかに該当していること。

四 当該事業者の属する政令で定める業種における標準的な政令で定める種類の利益率を著しく超える率の利益を得ていること。

口 当該事業者の属する事業分野における事業者の標準的な販売費及び一般管理費に比較して取引する相手方を含む。口において同じ。)に對して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

口 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束すること。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。)において同じ。)に對して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

口 繼続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるよう取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不适当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不正当な対価をもつて取引すること。

ハ 不适当に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

二 相手方の事業活動を不适当に拘束すること。

ホ 自己の取引上の地位を不适当に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不适当に妨害し、又は当該事業者が会社社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするようになに、不适当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

**第二章 私的独占及び不当な取引制限**

**第二条の二** この章において「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定により発行者に对抗することができる株式に係る議決権を含む。以下のこの項及び次項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この章及び第五章において同じ。）若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。）又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「供給子会社等」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいはずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、以下この条において単に「違反行為」という。）をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものとをいう。

この章において「違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野における一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものとをいう。

あつて、他の者に当該違反行為に係る商品又は役務を供給することについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務を供給したものを行ふ。

この章において「購入子会社等」とは、違反行為をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「非違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反購入子会社等」とは、非違反購入子会社等のうち、違反行為をした事業者と完全子会社等の関係にあるものであつて、他の者から当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けることについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「事前通知」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が違反行為をした事業者に対する通知をいう。

この章において「実行期間」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為の実行としての事業活動を行つた日（当該事業者に対しての事業活動を行つた日）（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第三十三条の三号各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間をいう。

この章において「違反行為期間」とは、第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者

に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対する号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第三百三十三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかったときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなるまでの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第三百三十三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為をした事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）をいう。

**第三条** 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

**第四条及び第五条 削除**

**第六条** 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

**第七条** 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に對し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するため必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人





第一項の規定による命令又は次項若しくは第七条の七第三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに)、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

#### 第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者(以下この条において「報告等事業者」という)から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が同意をすることができる。

イ 当該協議において、公正取引委員会に対

し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ 前条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告等事業者の物件の検査(ハ及び次項第一号において単に「検査」という)の承諾その他の行為を行うこと。

ハ 公正取引委員会による調査により判明した事実に関して、公正取引委員会の求めに応じ、その他の行為を行うこと。

じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾その他の行為を行うこと。

#### 二 減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合(次項第二号において「上限割合」という。)の範囲内において、当該合意において定める特定の割合(同号及び第三項において「特定割合」という。)を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ 前条第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者 百分の四十以下

ロ 前条第三項第一号又は第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者 百分の二十以下

公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを作り得られることが見込まれる事件の真相の解明に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

委員会は、第一項の合意(前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、前条第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が同項から第三項まで及び前条第三項の規定にかかるわらず、これらの規定は、適用しない。

一 当該事業者(当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。)が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料の内容が含まれていたこと。

公正取引委員会は、第一項の合意が成立しなかつた場合(報告等事業者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。)には、公正取引委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他物件を証拠とすることができない。

二 証拠とすることができる事実又は資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。)が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料の内容が含まれていたこと。

三 当該事業者(第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。)が、同条第六項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出を行つたことを。

四 当該事業者(第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。)が、同条第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

五 当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他

取引委員会が当該行為により得られた前項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を評価して決定する割合(次項及び第五項において「評価後割合」という。)を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

#### 第七条の六 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者に対する特定代理人とする。

一 公正取引委員会及び報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人(第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

二 公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者に対する特定代理人とする。

三 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号から第三項まで及び前条第三項から第五項までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者に対する特定代理人とする。

四 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

五 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

六 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

七 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

八 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

九 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十一 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十二 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十三 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十四 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十五 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十六 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十七 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十八 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十九 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

二十 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

二十一 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

二十二 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは「又は特定代理人(第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

規定期限その他の事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者に対する特定代理人とする。

二 公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者に対する特定代理人とする。

三 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

四 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

五 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

六 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

七 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

八 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

九 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十一 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十二 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十三 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十四 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十五 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十六 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十七 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十八 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

十九 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

二十 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

二十一 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

二十二 公正取引委員会が、第一項の協議を行うに当たり、当該協議の相手方となる報告等事業者に対する選任することができる。

額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第七条の二第一項中「当該事業者」と対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等

は当該特定非違反供給子会社等が被支配事業者及び当該事業者の供給子会社等に供給したもの(を除く)。並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は役務(当該供給子会社等(違法反供給子会社等又は特定非違反供給子会社等である場合に限る)が他の者に当該商品又は役務を供給するため)に当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたもののを除く)の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額

一、当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの方の対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

三  
一、該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭その他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額

六 当該事業者が、正当な理由なく、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた旨を第三者に対し（当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の者に対し明らかにしたこと。

七 当該事業者が、前条第一項の合意に違反して当該合意に係る行為を行わなかつたこと。

**七条の七** 公正取引委員会は、第七条の二第一項の場合において、同一事件について、当該事業者に対し、罰金の刑に処する確定裁判があるときは、同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第二項又は第七条の五第三項の規定により計算した額に代えて、その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額を課徴金の額とするものとする。ただし、第七条の

第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人がその一若しくは二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人（会社である場合に限る。）がその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を

一 当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が被支配事業者に供給した当該商品又は役務（当該被支配事業者が当該違反行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務（当該事業者に当該特定非違反供給子会社等が供給したもの並びに当該事業者又

(当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に供給したもの删除く。)並びに当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者(当該事業者の供給子会社等を除く。)に当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が供給した当該商品又は役務(当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)並びに当該一定の取引分野において当該事業者及び当該特定非違反供給子会社等が当該事業者の供給子会社等に供給した当該商品又は

第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第一項	第七条の九第一項
第一条、第七条の二第二項	第一項	同項（同条第三項に おいて読み替えて準用 する第七条の二第二項 若しくは第三条の三第 五第三項）	同項	第七条の九第一項	第七条の九第一項	第七条の九第一項	第七条の九第一項
（一）	（二）	（三）	（四）	（五）	（六）	（七）	（八）
（九）	（十）	（十一）	（十二）	（十三）	（十四）	（十五）	（十六）

第七条の二、第三項		第七条の三、第三項		第七条の四、第三項		第七条の五、第三項		第七条の六、第三項		第七条の七、第三項	
第七条の二、第一項	第七条の二、第二項	第七条の三、第一項	第七条の三、第二項	第七条の四、第一項	第七条の四、第二項	第七条の五、第一項	第七条の五、第二項	第七条の六、第一項	第七条の六、第二項	第七条の七、第一項	第七条の七、第二項
第七条の二、第一項 通知並びに 第七条の二、第一項 通知及び 第七条の二、第一項 らこの条まで	第七条の二、第二項 通知並びに 第七条の二、第二項 通知及び 第七条の二、第二項 らこの条まで	第七条の三、第一項 通知及び 第七条の三、第一項 み替えて準用する 通知及び 第七条の三、第一項 次条第一項	第七条の三、第二項 通知及び 第七条の三、第二項 み替えて準用する 通知及び 第七条の三、第二項 次条第一項	第七条の四、第一項 通知及び 第七条の四、第一項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の四、第二項 通知及び 第七条の四、第二項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の五、第一項 通知及び 第七条の五、第一項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の五、第二項 通知及び 第七条の五、第二項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の六、第一項 通知及び 第七条の六、第一項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の六、第二項 通知及び 第七条の六、第二項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の七、第一項 通知及び 第七条の七、第一項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次	第七条の七、第二項 通知及び 第七条の七、第二項 第三項において読み替 えて準用する第七条の三 二第三項、第七条の三 第一項（ただし書を除く。） 前条及び第一項 から次項まで並びに次

第七条 第一項	第七条の二第二項	第七条の三第一項	第七条の四第一項	第七条の五第一項	第七条の六第一項	第七条の七第一項
第七条の九第二項の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。	前条 第一項	同条からこの 条まで	同条からこの 条までの準用する第六項	同項並びに同条第三項 において読み替えて準用する第七条の二第三項 (ただし書を除く。)、 前条及び第一項からこの の項まで並びに次条第 三項において準用する 第六項	次条第一項	条第三項において準用する第六項
第七条の二第三項、第七条の三第一項(ただし書を除く。)、第七条の七及び前条第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二項に規定する違反行為が行われた場合について準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。	特定事業承継 子会社等(第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をい う。以下この項及び同条第一項において同じ。)	特定事業承継 子会社等(第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をい う。以下この項及び同条第一項において同じ。)	特定事業承継 子会社等(第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をい う。以下この項及び同条第一項において同じ。)	特定事業承継子会社等 受けた特定事業承継子会社等(同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、同 条第一項	特定事業承継子会社等 受けた特定事業承継子会社等(同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、同 条第一項	特定事業承継子会社等 受けた特定事業承継子会社等(同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、同 条第一項
第七条の二第三項、第七条の三第一項(ただし書を除く。)、第七条の七及び前条第一項から第四項まで及び第六項の規定は、第二項に規定する違反行為が行われた場合について準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。	特定事業承継 子会社等(第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をい う。以下この項及び同条第一項において同じ。)	特定事業承継 子会社等(第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をい う。以下この項及び同条第一項において同じ。)	特定事業承継 子会社等(第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等をい う。以下この項及び同条第一項において同じ。)	特定事業承継子会社等 受けた特定事業承継子会社等(同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、同 条第一項	特定事業承継子会社等 受けた特定事業承継子会社等(同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、同 条第一項	特定事業承継子会社等 受けた特定事業承継子会社等(同条第三項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)は、同 条第一項

		う。以下この項及び同条第一項において同一の項と同じ。)	
		、第一項	
		、同条第四項において読み替えて準用する第一項	
項	第六	前条	受けた特定事業承継子会社等は、同項
<b>第三章</b> 事業者団体		実行期間	受けた特定事業承継子会社等（同条第四項において読み替えて準用する第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。）は、同条第二項
		違反行為期間	読み替えて準用する第一項
<b>第八条</b> 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。			
一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。			
二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。			
三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。			
四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を不当に制限すること。			
五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。			
<b>第八条の二</b> 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。			
除に必要な措置を命ずることができる。			
第六条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。			
公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第八章第一節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者がある構成事業者である場合には、当該事業者を含			

**第三章の二 独占的状態**

**第八条の四 独占的状態があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。**

公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たつては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。

**一 資産及び収支その他の経理の状況**

**二 役員及び従業員の状況**

**三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件**

**四 事業設備の状況**

**五 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質**

**六 生産、販売等の能力及び状況**

**七 資金、原材料等の取得の能力及び状況**

**八 商品又は役務の供給及び流通の状況**

**第九条** 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け

他の中間会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、これを設立してはならない。

会社（外国会社を含む。以下同じ。）は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配力が過度に集中することとなる会社となつてはならない。

前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野における影響力が著しく大きいこと、これらは、会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野における影響力が著しく大きいこと、これらは、









二 当該違反行為に係る事件についての調査開  
始日から遡り十年以内に、その完全子会社が  
第二十条の規定による命令（当該命令の日に  
おいて当該事業者の完全子会社である場合に  
限る。）又はこの条の規定による命令（当該命  
令の日において当該事業者の完全子会社で  
ある場合に限る。）を受けたことがある者  
**第二十条の四** 事業者が、次の各号のいずれかに  
該当する者であつて、第十九条の規定に違反す  
る行為（第二条第九項第三号に該当するものに  
限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八  
章第二節に規定する手続に従い、当該事業者  
に対し、違反行為期間における、当該違反行為  
において当該事業者が供給した同号に規定する  
商品又は役務の政令で定める方法により算定し  
た売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する  
額の課徴金を国庫に納付することを命じなければ  
ならない。ただし、当該事業者が当該違反行  
為に係る行為について第七条の二第一項若しく  
は第七条の九第一項若しくは第二項の規定によ  
る命令、第七条の四第七項若しくは第七条の七  
第三項の規定による通知若しくは第六十三条第二  
項の規定による決定を受けたとき、又はこの規  
定による課徴金の額が百万円未満である  
ときは、その納付を命ずることができない。  
一 当該違反行為に係る事件についての調査開  
始日から遡り十年以内に、第二十条の規定に  
よる命令（第二条第九項第三号に係るものに  
限る。次号において同じ。）又はこの条の規  
定による命令を受けたことがある者（当該命  
令が確定している場合に限る。次号において  
同じ。）  
二 当該違反行為に係る事件についての調査開  
始日から遡り十年以内に、その完全子会社が  
第二十二条の規定による命令（当該命令の日に  
おいて当該事業者の完全子会社である場合に  
限る。）又はこの条の規定による命令（当該命  
令の日において当該事業者の完全子会社で  
ある場合に限る。）を受けたことがある者  
**第二十条の五** 事業者が、次の各号のいずれかに  
該当する者であつて、第十九条の規定に違反す  
る行為（第二条第九項第四号に該当するものに

限る。」をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、当該事業者が当該違反行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令、第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令（第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が第二十条の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）又はこの条の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者（当該命令が確定してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受けた相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第八の条第七第	項一第八の条第七	項三第二の条第七	第一項の
第一項 第五項 第三項 第五項 第三項 第五項 第七条の二第三項	同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第二項 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は前条第二項	当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入予会社等 第七条の二第一項	第一項各号に掲げる 実行期間 第一項各号に掲げる 実行期間 第一項各号に掲げる 実行期間
第七条の二第二項	これらの規定又は 第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項	当該事業者 第二十条の二から 第二十条の六まで	第十八条の二第一項に規定する違反行為期間 第二十条の二から 第二十条の六まで
第七条の二第三項	第二十条の二から 第二十条の六まで	第二十条の二から 第二十条の六まで	第二十条の二から 第二十条の六まで

第八の条七第													
実行期間		、第一項		特定事業承継子会社等（第七条の八）に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同一項において同じくに対し、この項における特定事業承継子会社等は、同項を受けた特定事業承継子会社等（第二十条の七において読み替えて準用する第一項）に規定する特定事業承継子会社等（第二十三条の七において読み替えて準用する第一項）に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じくは、これらに規定する違反行為期間		第七条の二第一項 中「当該」		第七条の二第一項 中「当該」		第七条の二第一項 中「当該」		第七条の二第一項 中「当該」	
違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等からこの条まで	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十一条の二から第二十条の六までの規定中「当該」、特定事業承継子会社等に対し、この条
第六章 懶用除外	第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当な地位を引き上げることとなる場合は、この限りでない。	第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買い受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不適に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。	第二十四条 この法律の規定は、公正取引委員会は、次の各号に該当する場合でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。 一 当該商品が一般消費者により日常使用されるものであること。 二 当該商品について自由な競争が行われないこと。	第一項の規定による指定は、告示によつてこ	第六	第二十一条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。							

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方た

ればならない。ただし、公正取引委  
定める場合は、この限りでない。

第一項と同様とする。

第二十四多 第八条第五号又は第九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害下しつぶさしづら時は、二種にて一章

違反行為及び当該 法人が受けた命令 等	違反行為 及び當該 特定事業承継子会 社等が受けた命令 等	違反行為 等
同条からこの条ま で	これららの規定並び に第二十条の七に 記載する事項	違反行為

**第二十二条** この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の重合会員を含む。）の行為の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

第一項と同様とする。

第一項又は前項に規定する販売の相手方たる事業者には、次に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体を含まないものとする。ただし、第七号及び第十号に掲げる法律の規定に基づいて設立された団体にあつては、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合連合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を直接又は間接に構成する者の消費の用に供する第二項に規定する商品又は前項に規定する物を買入受ける場合に限る。

一　國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）

二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

三　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十一号）

四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第一百四十二号）

五　行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）

六　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）

七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第二百八十一号）

八　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

九　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）

十　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第二百八十五号）

十一　國家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

十二　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）

十三　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

**第二十一条** 第二十九条第一項の規定による損害賠償の請求権は、その行使を妨害する行為をしておる者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

**第二十五条** 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者（第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

**第二十六条** 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合には、第六十二条第一項に規定する納付命令（第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。）が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

**第八章 公正取引委員会**

**第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等**

**第二十七条** 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、第一条の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属する。

**第二十七条の二** 公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 私的独占の規制に関すること。

二 不当な取引制限の規制に関すること。

### 三 不公正な取引方法の規制に関すること。

六五 四  
獨占的状態に係る規制に関する事務に係る国際協力に関する事務。  
前各号に掲げるもののほか、法律（法律に

基づく命令を含む。)に基づき、公正取引委員会に属させられた事務

**第二十九条** 公正取引委員会は、独立してその職権を行う。  
四人を以て、これを組織する。委員長及び委員

委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、

これを任命する。委員長の任免は、天皇が、これを認証する。委員長及び委員は、これを官吏とする。

**第三十一条** 委員長及び委員の任期は、五年とする。但し、補員長及び委員の任期は、前二条の規定に用開する。

任者の歿任期間とする。  
委員長及び委員は、再任されることができる。

委員長及び委員は、年齢が七十年に達したときには、その地位を退く。

生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定す

る資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、壬午後最初の国会で両議院の事後の承認を得

われかに該当する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることがない。その一回の手続開始の決定を受けた場合

三　懲戒免官の処分を受けた場合  
　　この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

五 四 拘禁刑以上の刑に処せられた場合  
公正取引委員会により、心身の故障のため  
職務を執ることができないと決定された場合

六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。

の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三条 委員長は公正取引委員会の会務を總理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

**第三十四条** 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

**第三十五条** 公正取引委員会が第三十一条第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

**第三十六条** 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

事務総局に事務総長を置く。

事務総長は、事務総局の局務を統理する。

事務総局に官房及び局を置く。

内閣府設置法第十七条第三項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

事務総局の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に関するものに限る。

**第三十五条の二** 公正取引委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができること。

前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

**第三十六条** 委員長及び委員の報酬は、別に定め

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

**第三十七条** 委員長、委員及び政令で定める公正取引委員会の職員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

第三十九条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第四十条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であった者は、その職務に関する知識したる事業者の秘密を他に漏洩し、又は窃用してはならない。

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るために、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十三条の二 公正取引委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国競争当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する公正取引委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行ふことができる。ただし、当該情報の提供を行ふこととが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

二 当該外国競争當局が、公正取引委員会に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができる。

三 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

第四十四条 当該外国競争當局において、前項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとなければならない。

第四十五条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事實を摘要してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状態に該当する事実があると思料するときは、職権をもって適当な措置をとることができる。

第四十六条 公正取引委員会は、独占的状態に該当する事実があると思料する場合において、前条第四項の措置をとることとしたときは、その旨を当該事業者の當む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

前項の通知があつた場合には、当該主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的状態の有無





条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合には、当該当事者に対し改めて意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

指定職員は、前項に規定する場合のほか、当事者が意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しない場合において、当該当事者の意見聴取の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、当該当事者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠の提出を求め、当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる。

第五十八条 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、第五十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならぬ。

前項に規定する調書は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、当該当事者による意見陳述等が行われなかつた場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない。

第一項に規定する調書には、提出された証拠（第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、提出された陳述書及び証拠）を添付しなければならない。

指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、第一項に規定する調書とともに公正取引委員会に提出されるべきである。

当事者は、第一項に規定する調書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。第五十九条 公正取引委員会は、意見聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、指定職員に対し、前条第四項の規定により提出された報告書を返戻して意見聴取の再開を命ずることができる。

第五十六条第二項本文の規定は、前項の場合について準用する。

第六十条 公正取引委員会は、排除措置命令に関する議決をするときは、第五十八条第一項に規定する調書及び同条第四項に規定する報告書の内容を十分に参照してしなければならない。

第六十一条 排除措置命令は、文書によつて行い、排除措置命令書には、違反行為を排除し、當該当事者に対する罰金をその納付額に係る違反行為並びに第六十二条第四項の規定により読み替えて準用する第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替えるものとする。

又は違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第六十二条 第七条の二第一項（第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の九第一項若しくは第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納定期限を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第六十三条 第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二十条の二から第二十条の六までの規定による命令（以下「納付命令」という。）は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納定期限を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、決定で、当該第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による納付命令を取り消さなければならない。

前項の規定による決定は、文書によつて行い、決定書には、公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を記載し、委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

前項の規定による決定は、公正取引委員会の認定した事実及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによって、その効力を生ずる。

第一項及び第二項の規定による決定は、その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

公正取引委員会は、第一項及び第二項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額（第六十九条第二項に規定する延滞金を除く。）で、還付すべきものがあるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第六十四条 第八条の四第一項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）は、文書によつて行い、競争回復措置命令書には、独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、委員長及び次条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない。

競争回復措置命令は、その名宛人に競争回復措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第六十五条 排除措置命令は、確定しなければ執行することができない。

第六十六条 公正取引委員会の合議は、公開しない。

第六十七条 関係のある公務所又は公共的な団体は、公共の利益を保護するため、公正取引委員会に對して意見を述べることができる。

第六十八条 公正取引委員会は、第四十八条の三第三項の認定をした後においても、特に必要があるときは、第四十七条の規定により、第四十八条の五第一項各号のいずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

公正取引委員会は、排除措置命令をした後、第一項各号のいずれかに該当しているかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせることができる。

公正取引委員会は、排除措置命令をした後、第一項各号のいずれかに該当しているかを確かめるために必要な処分をし、又はその職員をして処分をさせらことができる。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合で、納期限の翌日からその

納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

#### 第七十条 公正取引委員会は、第七条の八第四項

(第七条の九第三項若しくは第四項又は第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により第七条の二第一項、第七条の九第一項若しくは第二項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の納付を命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、還付すべきものがあるとき(第六十三条第五項に規定する場合を除く。)は、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

公正取引委員会は、前項の金額を還付する場合には、当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算した金額をその還付すべき金額に加算しなければならない。

前条第二項ただし書及び第三項の規定は、前項の規定により加算する金額について準用する。

#### 第七十条の二 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請を理由がないと認めるときは、決定でこれを却下しなければならない。

第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

#### 第七十条の三 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において、その認可の要件である事実が消滅し、又は変更した

と認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。

公正取引委員会は、経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は競争回復措置命令を維持することが不適当であると認めるときは、決定でこれを取り消し、又は変更することができる。ただし、排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

第六十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定について準用する。

#### 第七十条の四 裁判所は、緊急の必要があると認めるとときは、公正取引委員会の申立てにより、

第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十五条の三第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、当該行為、議決権の行使若しくは会社の役員の業務の執行を一時停止すべきことを命じ、又はその命令を取り消し、若しくは変更することができると認める。

#### 第七十条の五 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により行う。

前項の規定による裁判が、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により行う。

#### 第七十条の六 供託して、その執行を免れることができる。

前項の規定により供託をした場合において、前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没収することができる。

前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

#### 第七十条の七 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一百条第一項、第一百一条、第二百二条の二、第二百三条、第二百五条、

第一百六条及び第一百八条の規定を準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同項中「裁判長」とあるのは「公正取引委員会」と、同法第一百一条第一項中「執行官」とあらわすのは「公正取引委員会の職員」と読み替えるものとする。

公正取引委員会は、次に掲げる場合には、公示送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六ヶ月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を公正取引委員会の掲示場に掲示し、又はその旨を公正取引委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

#### 第七十条の九 公正取引委員会の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する処分通知等であつてこの法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものに関する事務を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定による告発による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して行つた

(入出力装置を含む。第八十一条第三項において同じ。)に備えられたファイルに記録しなければならない。

第七十条の十 この法律に定めるものを除くほか、公正取引委員会の調査に関する手続その他事件の処理及び第七十条の五第一項の供託に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の十一 公正取引委員会がする排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る处分並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分(第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十九号)第二章及び第三章の規定によつて指定職員がする処分を含む。)に

つけては、行政手続法(平成五年法律第八十九号)第二章及び第三章の規定によつて指定職員がする処分を含む。)に

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令及びこの節の規定による認定、決定その他の処分(第四十七条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。)又はその不作為については、審査請求をすることができない。

#### 第七十二条 第三節 雜則

第七十二条 公正取引委員会は、特定の事業分野における特定の取引方法を第二条第九項第六号の規定により指定しようとするときは、当該特定の取引方法を用いる事業者と同種の事業を営む事業者の意見を聞き、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求め、これらの意見を十分に考慮した上で、これをしなければならない。

第七十二条 第二条第九項第六号の規定による指定は、告示によつてこれを行う。

#### 第七十三条 削除

第七十三条 公正取引委員会は、第十二章に規定する手続による調査により犯則の心証を得たときは、検事総長に告発しなければならない。

第七十三条 公正取引委員会は、前項に定めたときは、検事総長に告発しなければならない。

前二項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長か、この法律の規定に違反する犯罪があると思料するときは、検事総長に告発しなければならない。

前二項の規定による告発に係る事件について公訴を提起しない処分をしたときは、検事総長か、法務大臣を経由して、その旨及びその理由を、文書をもつて内閣総理大臣に報告しなければならない。

第七十五条 第四十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定により出頭又は鑑定を命







しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体について、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

委員会職員は、許可状を他の委員会職員に交付して、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押えをさせることができる。

**第一百三条** 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対する発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合には、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

**第一百三条の二** 委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介している者に対する電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先（通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう書面で求めることができる。この場合におい

いて、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第一項の規定による求めを行いう場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができるものとする。

**第一百三十四条の三** 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

三 差押えを受ける者に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの間には、してはならない。

四 没前における臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

五 没前における臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

六 没前における臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

七 没前における臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

八 没前における臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、立会人の旨を付記すれば足りる。

九 没前における臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、金銭を提示しなければならない。

前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

**第一百七条の二** 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他必要な協力を求めることができる。

委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

**第一百八条** 委員会職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときには、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他の者に代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。

女子の身体について捜索するときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

五 委員会職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

六 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、立会人の旨を付記すれば足りる。

七 委員会職員は、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしてたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記載した調書を作成し、質問を受けた者は立会人に示し、これらの人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないとときは、その旨を付記すれば足りる。

八 委員会職員は、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしてたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

前項の許可の請求は、委員会職員からこれをしなければならない。

前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の

又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

**第一百十四条** 公正取引委員会は、領置物件、差押えを受ける者に對し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

**第一百十五条** 委員会職員は、領置物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

**第一百十六条** 公正取引委員会は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の返還を受けた場合において、その旨を公告しなければならない。

前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

**第一百十七条** 公正取引委員会は、第百十三条の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえられた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者との間に異なるときは、当該差押えを受けた者に對し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

前項第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写ができないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

**第一百十八条** 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は（第四項及び第五項において「鑑定人」という。）は、公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

前項の許可の請求は、委員会職員からこれをしなければならない。

前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の

又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。



6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十一条の規定は、適用しない。

附 則（昭和三一年六月六日法律第一三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三一年五月二八日法律第一四二号）抄

（施行期日）

附 則（昭和三一年一月一五日法律第一一八七号）

この法律は、中小企業団体の組織に関する法律の施行の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一三日法律第一二九号）

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一六日法律第一四〇号）抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

5 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に關係する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項のとおり書面の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月八日法律第一五二号）抄  
(施行期日)  
第一條 この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
附 則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄  
1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の处分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされ

6 ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

8 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和三九年三月二七日法律第一二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和四〇年九月一日法律第一三号）  
二号 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年三月三一日法律第二五号）  
二号 この法律は、昭和四一年四月一日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四二年六月二日法律第三一号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四九年四月一日法律第二三二号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「新法」という。)の規定によつしたものとみなす。  
第三条 新法第七条第二項(新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)及び新法第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に既になくなつてゐる行為には、適用しない。  
2 施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為に対する新法第七条の二第一項(新法第八条の三において準用する場合を含む。)の規定の適用については、施行日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間を実行期間とみなす。  
第四条 新法第九条の二第一項第五号、第六号、第八号及び第九号の規定は、同項の規定の適用を受ける株式会社が昭和五十二年一月一日から施行日の前日までの間に取得した株式についても適用する。この場合において、施行日に同項の規定の適用を受けた株式会社についての同項第六号及び第九号の規定の適用については、同項第六号中「あらかじめ」とあり、及び同項第九号中「あらかじめ(緊急やむを得ない事情により取得する場合にあつては、取得後遅滞なく)」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六十号)」の施行後遅滞なく」とする。  
第五条 新法第九条の二第一項に規定する株式会社につき、第一号に掲げる額が施行日における基準額(同項に規定する基準額をいう。以下同じ。)を超えている場合においては、施行日から十年間は、次に掲げる額のいすれか少ない額(以下「特例基準額」という。)を基準額とみなして、同項の規定を適用する。ただし、特例基



二 当該合併により設立された会社 合併の時 に所有していた当該合併により消滅した会社 の株式について割り当てられた当該合併によ り設立された会社の株式の数の和 第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。
附 則 (昭和五三年五月一日法律第三六 号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。
附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号)
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の 施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行す る。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十 二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社 債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四 条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法 第十一条の改正規定、第十二条中国有財産 法第二条第一項第六号の改正規定（を含む。） の下に「新株引受権証券」を加える部分に 限る。）、第十三条中小企業等協同組合法第九 条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金 庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条 中会社更生法第一百五十七条第四項の改正規 定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項 の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二 条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十 九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八 条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則 第一条ただし書の政令で定める日から施行す る。
附 則 (昭和五七年七月一三日法律第六 九号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)
3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ 当該各号に定める規定にかわらず、なお従前 の例による。
一 國際的協定又は国際的契約であつてこの法 律の施行前にしたものに係る届出 第一条の 規定による改訂後の私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律第六条第二項 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲 げる規定については、当該各規定）の施行前 に

二 当該合併により設立された会社 合併の時 に所有していた当該合併により消滅した会社 の株式について割り当てられた当該合併によ り設立された会社の株式の数の和 第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。
附 則 (昭和五三年五月一日法律第三六 号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から 施行する。
附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号)
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の 施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行す る。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十 二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社 債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四 条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法 第十一条の改正規定、第十二条中国有財産 法第二条第一項第六号の改正規定（を含む。） の下に「新株引受権証券」を加える部分に 限る。）、第十三条中小企業等協同組合法第九 条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金 庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条 中会社更生法第一百五十七条第四項の改正規 定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項 の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二 条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十 九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八 条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則 第一条ただし書の政令で定める日から施行す る。
附 則 (昭和五七年七月一三日法律第六 九号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)
3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ 当該各号に定める規定にかわらず、なお従前 の例による。
一 國際的協定又は国際的契約であつてこの法 律の施行前にしたものに係る届出 第一条の 規定による改訂後の私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律第六条第二項 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲 げる規定については、当該各規定）の施行前 に

二 当該合併により設立された会社 合併の時 に所有していた当該合併により消滅した会社 の株式について割り当てられた当該合併によ り設立された会社の株式の数の和 第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。
附 則 (昭和五三年五月一日法律第三六 号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から 施行する。
附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号)
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の 施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行す る。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十 二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社 債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四 条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法 第十一条の改正規定、第十二条中国有財産 法第二条第一項第六号の改正規定（を含む。） の下に「新株引受権証券」を加える部分に 限る。）、第十三条中小企業等協同組合法第九 条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金 庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条 中会社更生法第一百五十七条第四項の改正規 定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項 の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二 条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十 九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八 条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則 第一条ただし書の政令で定める日から施行す る。
附 則 (昭和五七年七月一三日法律第六 九号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)
3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ 当該各号に定める規定にかわらず、なお従前 の例による。
一 國際的協定又は国際的契約であつてこの法 律の施行前にしたものに係る届出 第一条の 規定による改訂後の私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律第六条第二項 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲 げる規定については、当該各規定）の施行前 に

二 当該合併により設立された会社 合併の時 に所有していた当該合併により消滅した会社 の株式について割り当てられた当該合併によ り設立された会社の株式の数の和 第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。
附 則 (昭和五三年五月一日法律第三六 号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から 施行する。
附 則 (昭和五六六年六月九日法律第七五 号)
(施行期日)
この法律は、商法等の一部を改正する法律の 施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行す る。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十 二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社 債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四 条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法 第十一条の改正規定、第十二条中国有財産 法第二条第一項第六号の改正規定（を含む。） の下に「新株引受権証券」を加える部分に 限る。）、第十三条中小企業等協同組合法第九 条の八第五項の改正規定、第二十四条中信用金 庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条 中会社更生法第一百五十七条第四項の改正規 定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項 の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二 条の次に一条を加える改正規定及び同法第八十 九条の改正規定並びに第四十五条及び第四十八 条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則 第一条ただし書の政令で定める日から施行す る。
附 則 (昭和五七年七月一三日法律第六 九号) 抄
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から施行する。 (経過措置)
3 次の各号に掲げるものについては、それぞれ 当該各号に定める規定にかわらず、なお従前 の例による。
一 國際的協定又は国際的契約であつてこの法 律の施行前にしたものに係る届出 第一条の 規定による改訂後の私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律第六条第二項 この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲 げる規定については、当該各規定）の施行前 に





二一 略  
　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日  
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 平成一一年七月一六日法律第一〇四号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附 則 平成一一年八月一三日法律第一二五号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 平成一一年二月三日法律第一四六号 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
（私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正による改正後の私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、同項に定めるものを除き、同条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなっている行為については、なお従前の例による。

第二 新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わつた行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

（施行期日）**五一号**抄  
（平成一年二月八日法律第一  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。  
（経過措置）  
**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
行する。

附 則（平成一年二月二日法律第二  
一六〇号）抄

（施行期日）  
**第一条** この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十四条の規定

二 第三章（第三条を除く。）及び次条の規定

平成十二年七月一日

附 則（平成一年五月一九日法律第七  
一号）抄

（施行期日）  
**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年五月一九日法律第七  
六号）抄

（施行期日）  
**第一条** この法律は、平成十三年一月六日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
（経過措置）  
**第二条** 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第二十五条の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなっている行為については、なお従前の例による。

2 新法第二十五条の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則** (平成一二年五月三一日法律第九)  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**附 則** (平成一二年五月三一日法律第九)  
**(二号) 抄**  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
**(罰則の適用に関する経過措置)**  
**第二十九条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)  
**第三十条** 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。  
**附 則** (平成一二年五月三一日法律第九)  
**(六号) 抄**  
**(施行期日)**  
**第一条** この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。  
**(处分等の効力)**  
**第四十九条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。(罰則の適用に関する経過措置)  
**第五十条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)  
**第五十一条** 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (施行期日) ○号 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。	
附 則 (平成一三年六月二九日法律第八 二号)	(施行期日) この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則 (平成一四年五月二九日法律第四 五号) 抄	(罰則の適用に関する経過措置) この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
附 則 (平成一四年五月二九日法律第四 七号) 抄	1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条の二第二項、第四十八条第二項、第四十八条の二第三項及び第五項、第五十条第一項及び第四項、第五十四条第二項、第五十八条第一項並びに第六十九条の二の改正規定、同条を第六十九条の三とする改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第六十九条の次に一条を加える改正規定、第九十五条第一項第一号及び第二項第一号の改正規定、次条の規定、附則第九条中水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第九十五条の四の改正規定並びに附則第十条及び第十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。 (経過措置)
第二条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第七条第二項（新法第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に既になくなつて	

いる新法第六条並びに第八条第一項第二号及び第三号の規定に違反する行為については、適用しない。

**第三条** 新法第九条第五項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

**第四条** 施行日前にあつた改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第九条の二第一項、第十一條第一項若しくは第二項又は第十七条（旧法第九条の二第一項又は第十一條第一項若しくは第二項に係る部分に限る。）の規定に違反する行為を排除するために必要な措置については、なお従前の例による。

**第五条** この法律の施行の際に旧法第九条の二第一項に規定する金融業を営む会社であつて新法第十条第二項に規定する株式所有会社に該当するもの（以下この条において「株式所有金融会社」という。）が同項に規定する株式発行会社の株式を所有している場合における当該株式所有金融会社についての同項の規定の適用については、同項中「取得し、又は所有する場合」とあるのは「所有している場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十七号）の施行の日前に同法による改正前のこの法律第十一條第一項ただし書又は同条第二項の認可を受けている場合を除き。）と、「当該取得し、又は所有する」とあるのは「当該所有している」と、「その超えることとなつた日」とあるいは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日」とする。

**第六条** この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

**第七条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。（施行期日）

**附 則** （平成一四年六月一二日法律第六五号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**第一条** この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

**（罰則の適用に関する経過措置）**

**第八十四条** この法律（附則第一条各号に掲げる罰則に関する経過措置）規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八十五条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一四年七月三一日法律第九八号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第八十六条** この法律は、施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** （平成一四年一二月一三日法律第十五二号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**第八十七条** この法律は、施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一五年五月三〇日法律第五四号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**第八十八条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一五年五月三〇日法律第五四号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の施行の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**第八十九条** この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（法律の施行に伴い必要な経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一五年七月一六日法律第一一九号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**第九十条** 附則第一条から前条までに規定する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一六年四月二一日法律第三四号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**第九十一条** この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**附 則** （平成一六年四月二一日法律第三四号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

**第九十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（法律の施行に伴い必要な経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一六年七月一〇日法律第三一五六号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第九十三条** この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一七年四月二七日法律第三一五六号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

**第九十四条** 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（法律の施行に伴い必要な経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一七年四月二七日法律第三一五六号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

**（経過措置）**

**第二条** この法律の施行の際、現に総務省の外局として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第一項、第二十七条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一六年六月九日法律第八八号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**第二条** この法律の施行の際、現に総務省の外局として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第一項、第二十七条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一六年六月九日法律第八八号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

**（罰則の適用等に関する経過措置）**

**第二条** この法律の施行の際、現に総務省の外局として置かれている公正取引委員会は、この法律による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第十九条第一項、第二十七条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

**附 則** （平成一五年四月九日法律第二三号） 抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

二を削る改正規定、第四十四条第一項後段を削る改正規定、第八十四条の二第二項の改正規定及び第九十一条の二第十一号を削り、同条第十二号を同条第十一号とする改正規定公布の日から起算して一月を経過した日  
一 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加える改正規定及び第八十五条の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）行政事件訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十四号）附則第一条本文の政令で定める日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日施行日前に勧告等があつた場合についての経過措置)

（課徴金に関する経過措置）

第四条 新法第七条の二第一項（新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）であつて施行日前に既になくなつてゐるものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

新法第七条の二第一項（新法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）であ

止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについての課徴金の額の計算（売上額に乘ずる率に限る。）については、なお從前の例による。

前項の場合における新私的独占禁止法第七条の二第一項（新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項本文中「当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間）」とあるのは、「平成十八年一月四日

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者団体若しくはその構成事業者（構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には、その

つて施行日前に既になくなつてゐるものについて新法第五十条第六項において読み替えて準用する新法第四十九条第五項の規定による通知をする場合における課徴金の額の計算（新法第七条の二第一項及び第七項の規定による減額を除く

4 の前日までの期間と平成十八年一月四日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間とを合算した期間（当該合算した期間」とする。  
第二頁の場合における新弘内虫占業上法第七

した事業者団体の構成事業者に対するものを除く。)が確定した場合において、当該審決を受ける者に対して施行日以後に損害賠償の請求がされたときは、当該審決を新法の規定により確定

事業者を含む。)の全部又は一部に対し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「旧法」という。)第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第十八条の二第四項の規定による意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における当該違反行為を排除するためには必要な措置を命ずる手続、課徴金の額の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、審判手続(速記者の立会いその他の公正取引委員会規則で定める事項に係るものを除く。)、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類するものとして公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

第五条 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二百号）による改正後の私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下この条並びに附則第七条及び第八条において「新私的独占禁止法」という。）第七条の二第一項（新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）について新私的独占

第二項の場合における新規の独立業者法第十九条の二第一項及び第六十三条第一項本文の規定の適用については、これらの規定中「その額」とあるのは「その額中当該違反行為のうち平成十八年一月四日以後に係るものに対応する部分の金額」と、「控除した額」とあるのは「控除した額(当該対応する部分の金額が当該罰金額の二分の一を下回る場合には、零円)」と當該違反行為のうち同日前に係るものに対応する部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新規の独立業者法第七条の二第一項ただし書中の「第一項、第四項から第九項まで、第十一項若しくは第十二項の規定により計算した額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該控除後の額」

3 旧法第四十八条第三項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決(旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるものと除く。)が確定した場合において、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、当該審決を私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)の規定により確定した排除措置命令とみなして、独占禁止法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第四号(独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。)、第二項第二号及び第四号(独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。)並びに第五項、第九十五条の二並びに第九

**既往の違反行為に関する経過措置**  
**第三条** この法律の施行の際旧法第四十八条第一項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第五十条第二項の規定による審判開始決定書の謄本の送達がされることなくその行為がなくなつた日から一年を経過している違反行為については、改正後の私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第七条第二項（新法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、新法第七条第二項に規定する措置を命ずることがで  
きない。

禁止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知をする場合において当該違反行為が平成十八年一月四日前に開始され、同日以後になくなつたものであるときは、当該違反行為のうち同日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

新私的独占禁止法第七条の二第一項（新私的独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二項に規定する違反行為（旧法第七条の二第一項（旧法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）において規定するものに限る。）について新私的独占禁

とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定により読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。

第二項の場合における新私的独占禁止法第六十三条第一項ただし書の規定の適用について、は、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、又は当該変更後の額」とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）附則第五条第四項の規定によ

第十八条　旧法第四十一条第一項、第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決（旧法第八条の四第一項に規定する措置を命ずるもの）を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに違反しているときは、当該審決を独占禁止法の規定による排除措置命令とみなして、独占禁止法第九十七条の規定を適用する。  
（处分、手続等に関する経過措置）  
第九条　前二条に規定するものほか、旧法の規定によつてした处分、手続その他の行為は、公

## 第四條 新法第七条の一第一 (課徴金に関する経過措置)

止法第六十二条第四項において読み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定に

り読み替えて適用されるこの項本文に規定する合計額」とする。





第四号に掲げる処分が最初に行われた日から過り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から過り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第一条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の規定による命令であつて確定しているものとみなす。）

（事業者団体届出に関する経過措置）

**第九条** 附則第一条たゞし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第八条第二項から第四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。

（株式の取得又は所有に関する経過措置）

**第十条** 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う株式の取得について適用し、同日前に行う株式の取得又は所有については、なお従前の例による。

（合併、分割又は事業等の譲受けに関する経過措置）

**第十一條** 旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第二項若しくは第三項（これららの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりされた届出であつて、この法律の施行の際旧独占禁止法第十五条第五項本文（旧独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）

に規定する三十日の期間又は旧独占禁止法第十五条第五項ただし書（旧独占禁止法第十五条の二第七項又は第十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により短縮された期間を経過していないものについては、なお従前の例による。

施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸収分割又は事業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）の際現に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二第二項若しくは第三項（これら規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当合併等に関する計画を届け出なければならないとされていなかつたときについては、なお従前の例による。

（共同株式移転に関する経過措置）

**第十二条** 新独占禁止法第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十条第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日前に行う共同株式移転については、適用しない。

（合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置）

**第十三条** 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五項又は第十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第七項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸収分割をしたときに禁止め第十五条第五項の規定に違反して会社がおける合併、共同新設分割又は吸収分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

（利害関係人の閲覧謄写請求手続に関する経過措置）

**第十四条** 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対する処分については、なお従前の例によること。

（文書提出命令の特則についての経過措置）

**第十五条** 新私的独占禁止法第八十条から第八十三条までの規定は、施行日以後に提起された訴えについて適用し、施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。

**第十六条** 新独占禁止法第八十四条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起された同条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

新私的独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

**第十七条** この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。)の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(政令への委任)

**第十八条** この法律の施行前にした行為及び附則第九条から第十一条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

**第十九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**第二十条** 政府は、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二二年一月一九日法律第二百七十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第三号

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年五月一五日法律第五百三十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中保険業法第六百六条の改正規定、同法第六百七条の改正規定、同法第二百二十七条第一項の改正規定、同法第二百三十五条第三項の改正規定、同法第二百三十八条の改正規定、同法第二百七十三条の四第二項第二号の改正規定、同法第二百七十三条の五の改正規定、同法第二百十条第一項の改正規定、同法第二百七十三条第一項の改正規定（「(第二百四十条)」を「(次条第一項、第二百四十九条)」に改める部分及び「(第二百三十九条第一項)」を「(第二百三十九条第二項)」に改める部分に限る。）、同法第八条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第二百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十条の四第八項」と、第二百三十九条第一項中「(第二百三十一条)」を「(第二百三十九条)」に改める部分に限る。）、同法第二百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、同法第三百十一条の三第二項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三



するものに限る。)について旧法第六十六条の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定におけるお従前の例によることとされる場合における審決が確定している場合に限る。)は、当該審決を新法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該处分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定による違反する行為(同法第二一条第九項第四号に該当するものに限る。)について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における(排除措置命令等が確定した場合における損害賠償に関する訴えに関する経過措置))を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決を新法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

#### 第七条 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項に規定する納付命令(旧法第八条第一号又は

2 附則第二条の規定による審決を受けたものとみなす)を受けていたときは、当該審決が確定して

て、当該審決を新法第二十条の五の規定による命

令であつて確定しているものとみなす。

(競争回復措置)

(競争



にかかわらず、課徴金の納付を命ずることがで  
きない。

2 はが技術前の例に、  
施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の一  
第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定す

あるのは、二三該事業活動を行つた日から該事業者に対し、当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分の適用を受けることとする。但し、該事業者が當該事業者に対する処分若しくは第二項に規定する処分又は第三百三十二条の各号に掲げる処分が最初に行なわれた日（当該事業者に對し当該処分が行なわれなかつたときは、当該事業者が當該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいふ。）を受けた日）の十年前の日前まであるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日までの期間（二とする。）

4 期間（一）とする。

施行日前違反行為（旧独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定するものに限る。）として開始された行為であつて、施行日以後になくなつたもの（施行日以後において、新独占禁止法第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第二十条の二から第二十条の六まで並びに第二十条の七において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の二及び第七条の人第四項（新独占禁止法第七条の一の適用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお從前の例によること。この場合において、旧独占禁止法第二十条の二中「から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。）」である

4 行政上違反行為（旧独占禁止法第二十九条の二）が、（それが遅い日）から改正法施行日の前日までの期間（）とする。

法施行日の三年前のあるときは、当該三年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日（から改正法施行日の前日までの期間）とする。

5 施行日前に旧独占禁止法第七条の二第十項第一号（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項第一号から第三号まで（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十項第二項第一号（旧独占禁止法第八条の三において準用する場合を含む。）の規定により事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の四から第七条の六まで（これらの規定を新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第七条 新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、私の独占の禁止と

法施行日の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は該三年前の日のいずれか遅い日（以下「改正法施行日の前日までの期間」とす

条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日（新独占禁止法第二条の二第十五項に規定する調査開始日をいいう。以下の条において同じ。）から遡り十年以内に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十五号）による改正前の独占禁止法（以下この項及び次条において「平成十七年改正前独占禁止法」という。）第七条の二第一項の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令についての審判手続の開始を請求することなく平成十七年改正前独占禁止法第四十八条の二第五項に規定する期間を経過している場合に限る。）又は平成十七年改正前独占禁止法第五十四条の二第一項の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該命令又は審決を新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規

**第八条** 定は、適用しない。

3 新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に該当する行為をした場合（施行日以後にした場合に限る。）における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に行われたものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規

2 同条第三項の規定は、適用しない。

新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなつてゐる場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

のは「当該行為を行つた日が、当該事業者に  
対し当該違反行為について第四十七条第一項第  
一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に  
行われた日（当該事業者に対し当該処分が行わ  
れなかつたときは、当該事業者が当該違反行為  
について事前通知（第七条の二第六項に規定す  
る事前通知をいう。以下この章において同じ。）  
を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は  
私の独占及び公正取引の確保に関する法  
律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十  
二号）及び次条第三項において「平成二十一年独  
占禁止法改正法」という。の施行の日前に新  
独占禁止法第七条の三第二項第一号、第二号又  
は第三号イ若しくはロに規定する行為に相当す  
る行為をし、かつ、平成二十一年独占禁止法改  
正法の施行の日前に既に当該行為がなくなつて  
いる場合における当該行為に係る違反行為につ  
いての課徴金の額の計算については、同項及び

定による命令であつて確定しているものとみなすして、新独占禁止法第七条の三第一項（新独占禁止法第七条の九第三項又は第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（新独占禁止法第二条第三項に規定する完全子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）（当該命令又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対する当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継された他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遅り十年以内に、当該命令又は審決（当該譲渡又は分割については、当該事業の全部若しくは一部を譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規定の適用についても、同様とする。

3 新独占禁止法第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成二十一年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法（次条において「平成二十一年改正前独占禁止法」という。）第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがあるときは、当該命令を新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令であって確定しているものと、当該通知を新独占禁止法第七条の四第七項又は第七条の七第三項の規定による通知と、当該審決を新独占禁止法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の三第一項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（当該命令、通知又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令、通知又は審決（当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての同項の規定の適用についても、同様とする。

改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）を受けていたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）を受けていたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該事業者の完全子会社（当該審決又は命令を受けた日ににおいて当該事業者の完全子会社である場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

3 定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社(当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。)が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

4 新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十七年改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)について平成二十二年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成二十二年改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)、又は平成二十一年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(同号に該当するものを取り消す場合のものに限る。)について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)をを受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)を、当該審決又は命令を新独占禁止法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。当該事業者の完全子会社(当該審決又は命令を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。)が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。



送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

一 第四条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の八第二項及び第三項（これらの規定を特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第十条又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第二号）第四十二条において準用する場合を含む。）

（罰則に関する経過措置）

**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令への委任）

**第七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則（令和六年六月一九日法律第五八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第五条、第六条及び第八条の規定  
布の日  
（政令への委任）

**第八条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。